

文化審議会
第2期博物館部会(第3回)

学芸員の採用、研修、 キャリアアップについて

令和2年9月3日

京都国立博物館副館長
栗原 祐司

「博物館に関する科目」の改正について

＜改正前＞

No	科目名	単位数
1	生涯学習概論	1単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	1単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館情報論	1単位
6	視聴覚教育メディア論	1単位
7	教育学概論	1単位
8	博物館実習	3単位

(8科目 12単位)

＜平成24年度入学生より施行＞

No	科目名	単位数
1	生涯学習概論	2単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	2単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館資料保存論	2単位
6	博物館展示論	2単位
7	博物館情報・メディア論	2単位
8	博物館教育論	2単位
9	博物館実習	3単位

(9科目 19単位)



学芸員養成課程開講大学

- 平成20年4月 317大学
(4年生大学300、短大17)
- 平成25年4月 300大学
(4年生大学291、短大9)
- 令和2年4月 302大学
(4年制大学295、短大7)
うち通信課程10

これからの博物館の在り方に関する検討協力
者会議(主査:中川志郎)

「学芸員養成の充実方策について」

平成21年2月3日 報告

博物館実習ガイドライン

平成21年4月

- 施行前と施行後の学芸員の専門的資質・能力は当然異なることとなるが、有資格者の雇用や処遇は、一義的には各設置者の判断によるものの、我が国の学芸員の地位の向上につながるよう、引き続き関係者が一丸となって環境の醸成を図ることが必要である。
- なお、これまでの学芸員有資格者も、今回新たに設置されることになる科目の内容について、科目等履修生や各種研修等を活用し、学習することを期待したい。

「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月3日
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告

大学教員向け研修

- 日本展示学会

- 「博物館展示論」対策講座（平成23年度～）
 - 平成25年度から「展示論講座」

- 日本ミュージアム・マネージメント学会

- 新学芸員課程対応特別研修会（平成23、24年度のみ）

- NPO法人博物館活動支援センター

- 「博物館資料保存論」カリキュラム検討講座
（平成22、23年度のみ）

現職学芸員向け研修

- 東京文化財研究所

「博物館・美術館等保存担当学芸員研修」
(昭和59年度～)

- 東京大学総合研究博物館

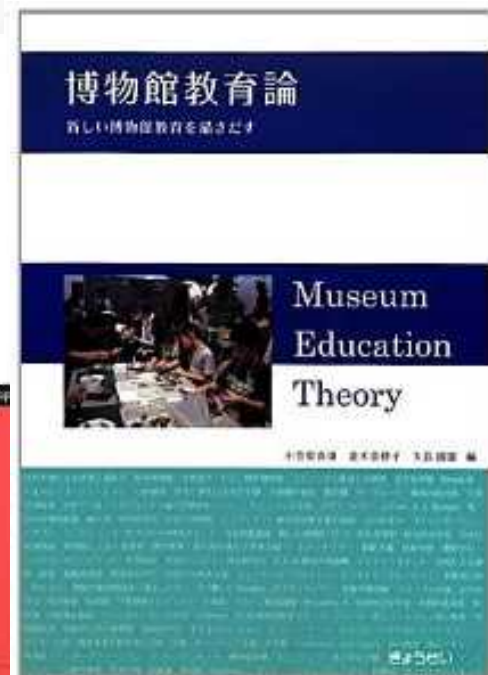
「学芸員専修コース」(平成5年度～)

- 九州産業大学

「大学における文化芸術推進事業」学芸員技術研修会
(平成25年度～;文化庁補助金)

- 今回、「博物館に関する科目」の見直しに際して新たな必修科目を設けることを提言したが、今後、それらの科目がさらに学問的に発展するよう、大学関係者のみならず学芸員をはじめとする博物館職員や学協会の関係者が積極的に研究を行い、その成果を発表することを期待したい。
- 言うまでもなく博物館活動の基礎は研究であり、学芸員の研究者としての地位の向上やその意欲の向上を図る観点から、学芸員がより一層研究しやすい環境を整備することが望まれる。

「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月3日
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告



- 大学自らが開講科目の質の向上を図る努力が求められることは言うまでもないが、**国においても3年ごとを目途に大学での科目開講状況を調査・把握することなどを通じ、指導の徹底を図ることを求めたい。**

「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月3日
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告



学芸員養成課程の設置・変更に関する届出
→平成24年12月 簡素化（事実上廃止）

法令上、課程認定制度を設けていない限界？

- 大学の学芸員養成教育において学んだ成果を広く活用するための仕組みの検討や、**学芸員資格有資格者の就職先と資格取得の効果**についても分析を行う**必要**がある。

「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月3日
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告



その後、特に分析等を行われていない。

■ 学芸員養成課程で学んだことの効果や影響

- ・ 役に立っている 72.8%
- ・ 約に立っていない 27.2%

(n=416)

■ 学芸員資格の有無による待遇の違い

- ・ ある 18.8%
- ・ ない 81.2%

(n=462)

■ 学芸系職員を採用する場合、学芸員資格の保有を採用条件としているか

- ・ している 70.1%
- ・ していない 29.9%

(n=77)

■ 学芸員資格を活用できる職種

（大学教員の回答）

文化振興・文化財保護関係、教育関係、地域振興・観光関係、その他（企業の資料室、博物館支援業界）

（博物館職員の回答）

文化振興・文化財保護関係、教育関係、地域振興・観光関係、その他（展示・催事業務、環境・自然保護関連業務、企業メセナ関連業務）

（自治体職員の回答）

博物館関係、文化振興・文化財保護関係、教育関係、観光関係、その他（商品陳列、施設の計画・運営、広報、画廊、ファイリング、接客サービス業等

「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査報告書」
平成20年度文部科学省委託事業（株式会社丹青研究所）

- なお、本協力者会議においては、残された課題である「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の見直しや、**大学院における学芸員養成制度のあり方等についても引き続き検討を行うこととしているが、**国においても中長期的な検討課題とされた登録制度の見直しに向けて積極的に検討を行い、できるだけ早く結論が出ることを望みたい。

「学芸員養成の充実方策について」（平成21年2月3日
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議報告



協力者会議は、平成21年度末で活動を終了し、大学院における学芸員養成制度のあり方等については、検討が行われていない。

神奈川大学21世紀COEプログラム
「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究成果報告書

Report on the Results of "Systematization of Nonwritten Cultural Materials
for the Study of Human Societies" Kanagawa University 21st Century COE Program

高度専門職学芸員の養成

——大学院における養成プログラムの提言

Postgraduate Curriculum for Specialized Training of Curator



神奈川大学21世紀COEプログラム研究推進会議
The Kanagawa University 21st Century COE Program Center



神奈川大学21世紀COEプログラム
「人類文化研究のための非文字資料の体系化」(平成15～19年度)

高度専門職学芸員養成プログラム

日本学術振興会
「21世紀COEプログラム」採択

博物館学大学院の新設を提案。

平成30年度 一橋大学公開講座

ミュージアムへの招待

大学院から始める学芸員資格

一橋大学言語社会研究科は、平成14(2002)年に学芸員資格科目を開講しました。受講対象者を大学院生に限定している点は全国的にも珍しい特徴です。受講者の研究領域は、美術、歴史、文学、音楽、哲学、社会学など多岐にわたり、その間で分野の垣根を越えた交流が生まれています。開講から15年が経過し、多くの修了生が各地のミュージアムで活躍する今、修了生や学芸員養成を担当する教員からの報告をもとに、大学とミュージアムの連携のあり方を考えます。

6.23 平成30年[2018年]
土 13:30~16:40

参加費 無料 定員 250名
○定員になり次第受付終了

場所 一橋大学国立西キャンパス本館21番教室
○JR中央線国立駅下車南口徒歩7分 ○JR南武線登保駅下車北口徒歩20分

PROGRAM プログラム

- 喜多崎 親 (成城大学文学研究科教授)
- 成相 肇 (東京ステーションギャラリー学芸員)
- 大橋 菜都子 (東京都美術館学芸員)
- 小泉 順也 (一橋大学言語社会研究科准教授)
- ミニトーク (現役受講生、修了生)
- パネルディスカッション及び質疑応答
- 総合司会 坂井 洋史 (一橋大学言語社会研究科教授)

主催 国立大学法人一橋大学 後援 国立市、小平市、立川市、国分寺市、府中市、武蔵村山市各教育委員会

申込方法 事前申し込みが必要です。
右記URLお申し込みフォームからお申し込みいただくか、
氏名・所属・連絡先を明記の上、FAXにてお申し込みください。

<https://hrs.ad.hit-u.ac.jp/v33/entries/add/105>

FAX 042-580-8050

一橋大学公開講座



国立大学法人 一橋大学

問合せ

一橋大学総務部
研究・社会連携課

〒106-8601 東京都国立市中2-1
電話 042-580-8058(平日9:00~17:00)
FAX 042-580-8050
E-mail res-gr.g@dn.hit-u.ac.jp

一橋大学大学院言語文化研究科 学芸員資格取得プログラム (平成14年度~)

受講者は、修士課程と博士課程 の大学院生に限定。

2017年度までの15年間に100人弱 の大学院生が学芸員資格を取得。 取得者の17%が博物館等の専門 職に就職。

- 学芸員の仕事は対人関係が多く、信頼性やコミュニケーション能力が求められることから、学生に対して知識・技術の習得のみならず、優れた識見と人格を有する全人的な向上に努める必要があることを指導すること。
- 学芸員は、生涯学習社会における社会教育指導者として、人々の多様な学習ニーズを把握し、学習活動を効果的に支援する必要があること、また、博物館は、地域住民やボランティアをはじめとする多くの人々に支えられているという認識を持つよう指導すること。

文部科学省「博物館実習ガイドライン」（平成21年4月）

将来的な課題

- 大学院における高度学芸員養成の充実
(博物館学専門職大学院の創設)
- 上級学芸員資格の検討
- 登録制度の見直し

日本図書館協会による認定司書事業



- 認定司書は「司書の図書館における実務経験や実践的知識・技能を継続的に修得した者を評価し、各地域の図書館経営の中核を担いうる司書として日本図書館協会が認定」するもの。
- 平成22年度より開始され、令和元年に認定された12名を含め、これまでに160名が42都道府県の図書館で日本図書館協会認定司書が活躍。
- 有効期間は10年で、令和元年度には、二度目の認定(認定更新)を受けた方が2名誕生。

認定司書 認定要件

次のすべてを満たしていることが必要。(一部省略)

- (1) 地方公共団体，日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の職員，又はこれに準ずる者。非正規雇用を含む。
- (2) 司書又は司書有資格者。
- (3) 勤務経験に関して以下の二つの条件をいずれも満たしていること。
 - ・ 図書館勤務経験の合計が10年以上。
 - ・ 過去10年間のうち少なくとも5年間は公共図書館における勤務経験を有すること。
- (4) 過去10年間に研修受講や社会的活動等，内規に定める一定の研修等を受講していること。
- (5) 過去10年間に一定の要件を満たす著作を著していること。
- (6) 過去10年間に地方公務員法に規定された遵守事項及び「図書館員の倫理綱領」(日図協)に違反していないこと。

博物館法改正へ向けての更なる提言
～2017年提言を踏まえて～
令和2年8月27日

日本学術会議
史学委員会
博物館・美術館等の組織運営に関する分科会



4 提言

以下提言の(1)から(4)は、特に文化庁において国立博物館を所管している企画調整課を中心として、文化審議会博物館部会において検討されることを切に期待する。

(1) 登録博物館制度から認証博物館制度への転換

(2) 認証博物館制度の認証基準策定、検証、評価等を担う第三者機関の設置

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

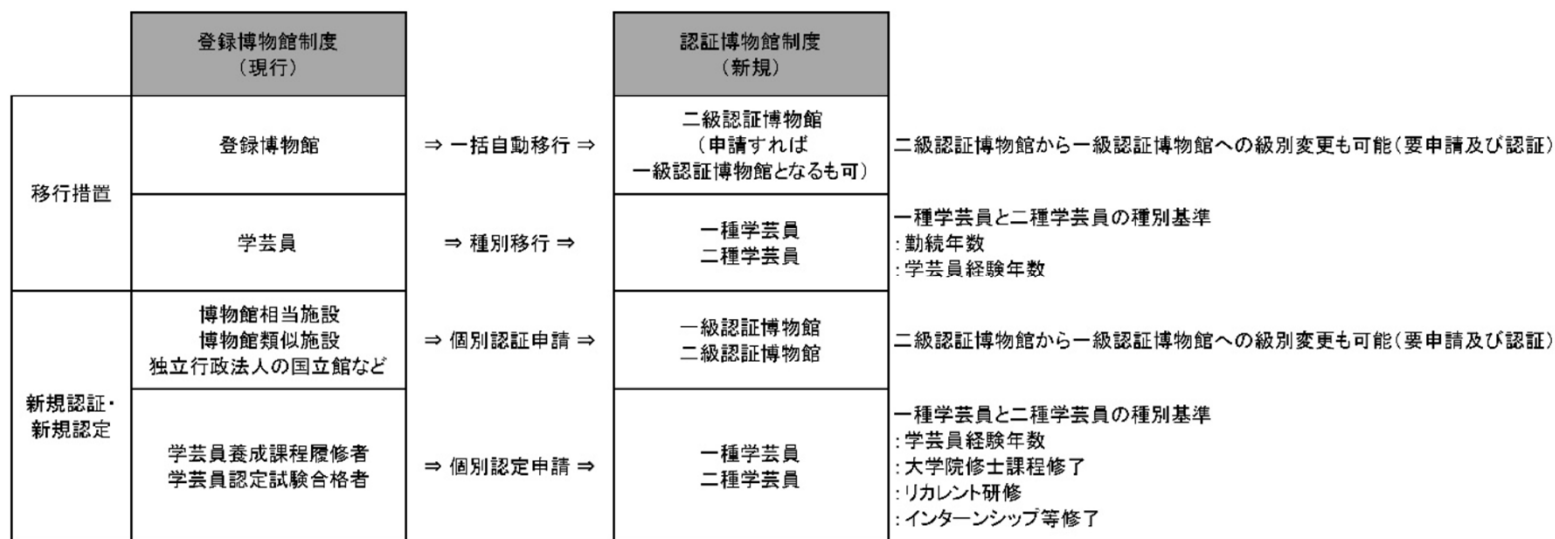
(4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計

(5) 文化省(仮称)の創設による博物館の運営改善と機能強化の実現

(3) 学芸員制度の改正による学芸員の区分の設定

学芸員資格を、専門的職員としての基本を身につけるために学部卒で取得できる「二種学芸員」と、さらに高度な専門的知識及び技能を獲得できるよう修士課程修了を要件とする「一種学芸員」の二種類に分ける。新たに「二種学芸員」になった者は、実務経験・リカレント研修・インターンシップ等、または大学院修士修了によって「一種学芸員」として認定される。

なお現行の学芸員資格を保有する学芸員は、勤続年数や学芸員経験年数等を基準に「一種学芸員」または「二種学芸員」となる(図1)。



- (4) 学芸員による独創的な研究を可能とする新制度設計
人類文化の未来に貢献するため、学芸員による業務から離れた自由な研究活動の意義も認め、独創的な研究を可能にする予算措置・研究費獲得の仕組みや、十分な人員を適切に配置するなど研究環境の基盤整備を講ずるべきである。

文部科学省から研究機関指定を受け、勤務する学芸員や研究員が科学研究費補助金に応募申請できる研究者番号を付与されているのは、わずか48館。(国立博物館、国立美術館、国立科学博物館を含む。)

科学研究費補助金取扱規程第2条第1項及び第4号 並びに同条第4項の機関の指定に関する要項 (文部科学大臣決定)

博物館の場合、おおむね以下の5要件を満たすことが必要。

- 学芸員が科学研究費補助金を受け取って研究を行うことに対して博物館の支援、研究計画の立案、発表、学会等への参加の自由があること。
- 博物館に管理系と独立した研究系(学芸課など)の組織が存在していること。
- 常勤の学芸員の原著論文発表数とその掲載誌等の評価。
- 学芸員の一人当たりの研究費が年間36万円以上であること。
- 科学研究費補助金の管理等の事務が機関の事務組織の所掌事務に必ず位置づけられていること。

国立文化財機構における人材採用・育成

- 事務官(一般職員)については、平成19年の国立文化財機構発足以降、65人を採用。令和2年4月現在、一般職員の77.5%は、いわゆるプロパー職員。初期のプロパー職員は、現在係長級。
- 文化庁の施設等機関時代は、多くは2～3年で本省に戻り、人材の蓄積が十分ではなかったが、独自採用職員は、大学・大学院で博物館学や文化財等を学んだ者も多く、各施設や他機関に異動・出向することによって、専門的な知識・経験を有する事務官を育成。
- 国立文化財機構において、職位に応じて階層別・分野別に多様な研修(Eラーニングを含む)を実施。

国立文化財機構における人材採用・育成

- 研究員については、平成19年の国立文化財機構発足以降、117人を採用。
現在、5人が文化庁に文化財調査官等として出向。
- 文化庁の施設等機関時代は、同一の施設に在職し続ける場合が多かったが、独法化以降は「研究調整役」が中心となり、計画的に各施設や他機関等に異動・出向させることによって、多様な経験を積み、キャリア・アップ。その中から管理職・幹部職員を育成。
- 新採用の研究員には、文化財の取扱研修等を実施。
その他、大学の非常勤講師、博物館協会や学会、国際会議等に参加することにより、自主研修を実施。